

# 農業委員会報

平成27年8月1日発行

農業委員会報 第75号

編集 農業委員会報編集委員会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1-1

電話 (042) 565-1111

内線 226

## 第五十六回東京都農業委員・農業者大会開催

平成27年2月26日、昭島市民会館において第56回東京都農業委員・農業者大会が開催されました。

大会には農業関係者約900人が参加し、農業委員会活動方針、活動スローガンをはじめ、東京農業の確立に関する要望等が決議されました。

また、同時に受賞式典が行われ、本市では2組3名の方が栄えある受賞をされました。

おめでとうございます。これからも益々のご活躍をご期待いたします。



## 栄えある受賞者

### ○企業の農業経営顕彰

東京都農業会議会長賞

(特用作物部門)

比留間 啓二氏  
比留間 友子氏



### ○東京都農業会議

農業功労者感謝状

乙幡 覺氏



## 北多摩地区連合会

### 優秀農業経営者表彰

平成27年2月10日、東村山市民センターで、北多摩地区農業委員会連合会による優秀農業経営者表彰が行われ、本市から本木靖典氏が野菜部門で受賞されました。

おめでとうございます。これからも益々のご活躍をご期待いたします。

また、当日は「都市農業について」をテーマに、東京農工大学名誉教授の淵野雄二郎氏による記念講演が行われました。

本木 靖典氏



# 新農業委員の紹介

議会推薦の宮崎起志委員・田代芳久委員から4月30日付で委員の辞職をしたい旨の申出があり、4月15日に開催された農業委員会総会でこれが同意されました。

新委員は5月15日付で吉田篤氏・藤野茂氏の2名が議会より推薦され、同日就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。



藤野 茂 委員  
議会推薦 (7番)  
土地利用部会



吉田 篤 委員  
議会推薦 (2番)  
農業経営部会

# 認定農業者制度のご案内

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき「今後とも農業で頑張っていくこうとする意欲ある農業者の皆さん」を認定農業者として区市町村長が認定し、支援を行っていく制度です。

認定を受けるには、今後5年間に取り組む経営改善の内容を記載した「農業経営改善計画認定申請書」を提出していただきます。

申請に当たっては、市担当職員、農業委員、農業振興事務所職員等が相談、指導に応じます。

## 農業簿記講習会のご案内

農業委員会では、毎年、東京都農業会議から講師を招いて、無料簿記講習会を行っています。

講習会は、6月から翌年2月まで毎月行います。講習内容は、パソコンを使った記帳の仕方など、受講者の希望に沿った内容となっています。

今年度もすでに6月から開催し

認定農業者になると、農業者は、自らの経営内容を分析し計画を検討することにより、経営能力の向上が期待されます。

また、認定農業者は、低利融資や各区市町村独自の補助金、税制上の特例措置、情報提供などの支援措置が受けられます。

本市の認定農業者は、平成22年3月に初めて11の方が認定されて以降漸増し、本年3月に新たに2人の方が認定され19人となりました。

- ・ 下田 智道氏 (三ツ木在住)
  - ・ 本多 和教氏 (立川市在住)
- (認定年月日 平成27年3月23日)

.....

.....

.....

.....

.....

# 農地の利用状況調査

## (農地パトロール)の実施

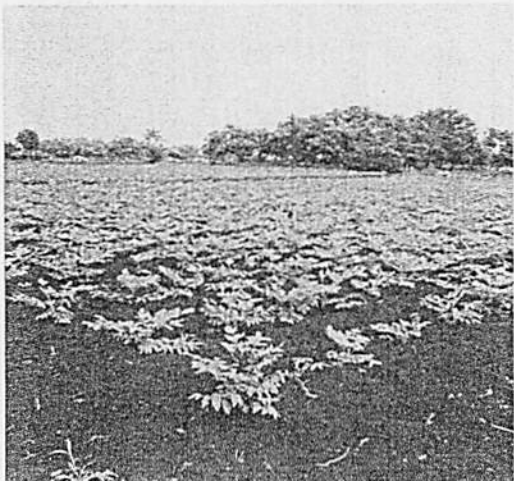
農業委員会では、農地管理推進月間の一環として、毎年、8月に農地パトロールを実施しています。

農地は食糧生産の場であり、また環境保全においても非常に重要な役割を担う大切な資産であります。

次世代に優良な農地を残すため、農地パトロールを行い、遊休農地及び違反転用の解消に取り組んでいます。

今年度の調査は、8月25日から31日まで実施する予定です。

ご協力をよろしくお願いいたします。



# 農ある風情 フォトコンテスト作品募集

武蔵村山市農業経営者クラブでは、武蔵村山市の「農ある風情」を感じる風景の写真を募集しています。

【応募資格】  
武蔵村山を愛してくださる方ならどなたでも結構です。

【応募規定】  
平成26年10月以降に撮影したものに限りま。

応募作品は1人2点以内とし、未発表のもので、作品1点ごとに「応募票」を裏面に貼付してください。

作品サイズは、四つ切り(ワイド可)又はA4サイズにプリントしたものとします。

(注) カラーコピーや感熱紙での応募は不可。インクジェットプリンター使用の場合は、普通用紙ではなく写真用紙を使用のこと。

なお、肖像権やプライバシーの侵害には十分ご注意ください。被写体が人物の場合は、必ず本人の承諾を得てください。

【応募方法】  
持参、郵送又は宅配便

【応募締切り】  
平成27年10月末日必着

## 【表彰】

- ・最優秀賞 1名
- ・優秀賞 2名
- ・佳作 2名

発表は入賞者に直接連絡。  
【問合せ・作品送付先】

〒2008-8501  
武蔵村山市本町1-1-1  
武蔵村山市役所産業観光課  
農政グループ

☎042-565-1111  
内線226

\*入賞作品は返却いたしません。  
また著作権はクラブに帰属いたします。

## 援農ボランティア 研修受入れのお願い

市では、援農ボランティアを育成するために、農業実習の受入先となる協力農家を探しています。研修後はそのままボランティアの受入先となります。

\*援農ボランティアとは、農業者の高齢化や担い手不足等から生じる未利用農地の発生を防ぎ、将来

## 農地権利取得者の届出

平成21年に農地法の一部が改正され、相続等により新たに農地権利者となった方は、農地の大小、市街化調整区域・市街化区域を問わず、権利を取得した日から10か月以内に農業委員会に届け出なければならぬこととされています。

未届出者、虚偽報告者には10万円以下の過料等の罰則規定がありますのでご注意ください。

詳細は、農業委員又は農業委員会事務局におたずねください。

にわたり市民に新鮮で安全な農産物の供給を図ることを目的に、市内の農家から農作業の手伝いの依頼があった時に、ボランティアとしてあらかじめ登録していただいた方を紹介し、一定期間、作業実習をしていただく制度です。  
市役所産業観光課  
☎042-565-1111  
内線226

## 農地の利用貸借について

市街化調整区域内農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、農地の貸し借りができます。

この場合、貸した農地は期限が来れば必ず返還されます。また、期間満了前に貸し手と借り手の双方に通知が届き、利用権の再設定により継続して貸し借りすることもできます。

この利用権設定によるメリットとしては、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地を貸し付けても猶予が継続されます。また、今後相続があった場合も、貸し付けている農地は相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。  
市農業委員会事務局

## 多摩開墾内の 道路通行時のお願い

多摩開墾内の道路は、農家の皆さんが通行する大切な道路です。道路内では優しい運転に心がけるようご協力をお願いいたします。



### 農業者年金に加入を

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金として平成14年1月からスタートしました。

国民年金（基礎年金）の第一号被保険者である農業者がより豊かな老後生活を過ごせるよう、国民年金に上乗せした公的な年金制度です。

支払う保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

農農業委員会事務局

### 野焼きは原則禁止です。

法令等で認可された設備を使わない焼却は、原則禁止されています。例外として樹木・農作物の病害虫防除等、営農上行わざるを得ない理由があれば実施できますが、周辺からの苦情があった際には指導対象となります。

やむを得ず焼却を行う場合は、天候や風向きを考慮するなど、周辺の生活環境に十分配慮してください。

### 都市農業振興基本法が成立

平成27年4月16日、議員立法による都市農業振興基本法が可決・成立しました。

都市農地は、新鮮な農産物の供給のみならず、多面的な機能を有する重要な資源となっています。

基本法は、都市農業の振興に關し、基本理念や国及び地方公共団体の責務等を定め、都市農業の振興策を総合的かつ計画的に推進することにより、①都市農業の安定的な継続、②都市農業の有する機能の適正かつ十分な発揮、を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的としています。

また、基本法第8条では、政府に対し、必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置等を講じるよう求めています。今後、そのための必要な関係法令の整備・改善が早期に行われることが期待されます。

### 農業者座談会開催される

農業委員会では、最近の農地制度の改正を踏まえて、農業者の皆さんの日頃の考えや意見等を出し合い、今後の農業振興に役立てるために、市内3か所で農業者座談会を開催しました。

当日は、東京都農業会議事務局長の北沢俊春氏を招き、有意義な意見交換をすることができました。農業委員会では、座談会での意見・要望をもとに今後、関係機関に対して要望等を行っていくとともに、引き続きこのような機会を設けていきたいと思ひます。

### 生産緑地のあつせん

農業委員会では、農業者の死亡・疾病等により農業を継続できなくなった農地の買い取り請求について、随時農業従事者等に対し、あつせんを行つていきます。

詳細は、農業委員又は農業委員会事務局におたずねください。なお、あつせん等で取得した生産緑地の期間（30年）は前所有者の期間を継承します。

### 体験型市民農園の開設にご協力を

現在、市内には体験型市民農園が2園開設されています。

体験型市民農園は、市民の農業体験の場、また市民交流の場として利用されていますが、現在不足している状況です。

そこで、農園の開設にご協力いただける方を募集しています。農市役所産業観光課

(☎042-565-1111 内線226)

### 編集後記

今年も農作業には厳しい夏になりそうです。体調管理をしっかり行い、この暑い夏を乗り切りましょう。

- 編集員 高山 充則
- ” 田代 敏夫
- ” 木下 和年
- ” 朝倉庄吉郎
- ” 伊東 誠司
- ” 福島 昭宏